

公告第 2023-46 号
令和 6 年 3 月 7 日

九電工健康保険組合
理事長 安川 仁

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

健康保険法第 47 条第 2 項の規定に基づく任意継続被保険者の標準報酬月額を
下記のとおり公告する。

記

1. 適用年月日
令和 6 年 4 月 1 日
2. 標準報酬月額
等 級：26 等級
標準報酬月額：380,000 円
(前年 9 月末日の平均標準報酬月額：391,964 円)

以上